

議員提出議案第 3 号

被災者生活支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和6年3月18日

提出者 立川市議会議員 伊藤 幸秀  
稲橋 ゆみ子  
山本 みちよ  
江口 元気  
若木 早苗

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定による。

## 被災者生活支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書

元旦に石川県能登地方を襲った地震により、多数の方が犠牲になり 5 万棟近くの住宅で被害が確認されている。1995 年の阪神・淡路対震災を教訓に被災者生活支援法を制定した。

今回の能登半島地震では、建設資材の物価指数データによると、昨年 12 月の建設資材が 2020 年 12 月に比べて 151%も値上がりしている。このままでは住宅の再建は進まない。

そのため、全壊した住宅の建設・購入に対する支援額を大幅に引き上げること、また、全壊、大規模半壊だけでなく、半壊や一部損壊にも支援対象を広げることが被災者の生活再建には欠かせない。よって、被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。  
令和 6 年 3 月 22 日

立川市議会  
議長 頭山 太郎